

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	人間ドック等受診費用助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、人間ドック等受診費用助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	人間ドック等受診費用助成事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき高槻市国民健康保険被保険者に対し、定められた助成を行っている。特定個人情報ファイルは、高槻市国民健康保険被保険者の内、人間ドック等助成事業の助成対象者となる被保険者の特定に使用している。
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 高槻市簡易電子申込サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
人間ドック等受診費用助成申請書等	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1第6項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部政策法務室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部国民健康保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、システム利用者及び情報システム担当者等に情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	令和2年度に、特定個人情報取扱監査を受けたため。
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第1号 別表第1の10の項	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第1号 別表第1第7項	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第1号 別表第1第7項	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1第7項	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長	国民健康保険課長	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		9)従業者に対する教育・啓発 十分である 毎年度、システム利用者及び情報システム担当者等に情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。		
令和8年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム	1. 国民健康保険システム 2. 高槻市簡易電子申込サービス	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1第7項	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1第6項	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部法務ガバナンス室	総務部政策法務室	事前	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	令和8年2月28日 時点	事後	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	令和8年2月28日 時点	事後	